【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年３月27日
【会社名】	株式会社日住サービス
【英訳名】	The Japan Living Service Co., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　野　村　　英　雄
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田１丁目11番4-300号
【電話番号】	06-6343-1841(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当　小　寺　　隆
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田１丁目11番4-300号
【電話番号】	06-6343-1841(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当　小　寺　　隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

平成27年３月24日開催の当社第39回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年３月24日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金８円　総額123,559,968円

ロ 効力発生日

平成27年３月25日

第２号議案 定款一部変更の件

イ 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設する。

ロ 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

変更前	変更後
第５章　　監査役及び監査役会	第５章　　監査役及び監査役会
(選任)	(選任)
第25条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第25条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(新設)	2．当会社は、会社法第329条第２項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
(任期)	(任期)
第26条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第26条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第３号議案 取締役９名選任の件

取締役として、野村英雄、小寺　隆、大原　修、犬伏健次、新名和子、三河　大、橋口純一、有田恵光及び山本　一を選任する

第４号議案 補欠監査役２名選任の件

補欠監査役として、大木一夫、山本彼一郎を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	12,903	32	0	(注) １	可決　(99.75%)
第２号議案 定款一部変更の件	12,914	21	0	(注) ２	可決　(99.84%)
第３号議案 取締役９名選任の件					
野村　英雄	12,912	23	0		可決　(99.82%)
小寺　　隆	12,912	23	0		可決　(99.82%)
大原　　修	12,912	23	0		可決　(99.82%)
犬伏　健次	12,912	23	0		可決　(99.82%)
新名　和子	12,911	24	0	(注) ３	可決　(99.81%)
三河　　大	12,912	23	0		可決　(99.82%)
橋口　純一	12,912	23	0		可決　(99.82%)
有田　恵光	12,909	26	0		可決　(99.80%)
山本　　一	12,912	23	0		可決　(99.82%)
第４号議案 補欠監査役２名選任の件					
大木　一夫	12,903	32	0	(注) ３	可決　(99.75%)
山本　彼一郎	12,903	32	0		可決　(99.75%)

(注) １．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認のできていない議決権の数は、賛成、反対、棄権の数に加算しておりません。